



記者発表資料



令和3年5月13日
経済農政局 経済部
【中小企業者月次支援金に関する事】
産業支援課 電話 245-5274 (内線 3021)
【テレワークプランに関する事】
観光MICE企画課 電話 245-5281 (内線 3019)

まん延防止等重点措置の延長に伴う緊急経済対策を実施します ～千葉市月次支援金等を創設、テレワークプラン販売促進事業を再開～

千葉市では、令和3年5月のまん延防止等重点措置の延長に伴う緊急経済対策として、国が実施する月次支援金等の対象外となる中小企業者を対象にした市独自の給付金を創設します。

また、テレワークを推進し人流を減らすため、テレワークプラン販売促進事業を再開しますので、お知らせします。

1 趣旨・経緯

まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や外出自粛等の要請により、市民生活や企業活動への大きな影響が生じている。このような状況を踏まえ、市民生活や中小企業等の経済活動を維持するため緊急的な対策を実施する。

2 経済対策事業

(1) 千葉市中小企業者月次支援金【新設】

ア 事業概要

県の感染拡大防止対策協力金や、国の月次支援金の対象外となる中小企業者を対象にした、市独自の給付金を創設する。

イ 給付対象者（予定）

まん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けている者で、以下の（ア）から（エ）のすべてに該当すること

（ア）市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等（個人事業主を含む）

（イ）令和3年4月、5月の各月の売上減少率が、対前年又は対前々年の同月比で20%以上50%未満の者

（ウ）令和3年4月、5月の各月の売上の減少額が、対前年又は対前々年の同月比で5万円以上ある者

（エ）今後も事業継続の意思がある者

※給付対象外

・県の時短要請の対象となる飲食店等 ・国の月次支援金の対象となる事業者

ウ 給付金額（予定） 一律5万円/月

エ 受付期間（予定） 令和3年5月下旬から8月末まで

オ その他

千葉市では、「中小企業者一時支援金（4月補正予算）」として、令和3年1月から3月までの緊急事態宣言期間を対象とした国の一時支援金（売上減少率50%以上）を補完する制度として、市独自の中小企業者一時支援金（売上減少20%以上50%未満）を創設します。

中小企業者一時支援金と中小企業者月次支援金は、同時に申請できるようにする予定です。

(2) テレワークプラン販売促進事業【再開】

ア 事業概要

感染拡大防止の一環としてテレワークを行いやすい環境を整えるとともに、コロナ禍において広がったテレワーク等の働き方や企業活動における変革を更に推進し、また、観光客の減少により影響を受けている市内宿泊事業者を支援するため、令和2年度に実施した内容と同様に、市内宿泊事業者が提供するテレワークプランの利用料金の一部を助成する。

イ 利用できる方 千葉県内にお住まいで、テレワークを目的とする方（勤務地を問わず）

ウ 利用期間（予定） 令和3年5月下旬から9月末まで

エ 割引の内容

対象ホテルが提供するテレワークプラン利用料金のうち、1回1人あたり上限3,000円とし、利用者は、その差額を自己負担いただきます。（利用者は、最低1,000円（税別）を負担いただきます。）

【参考】 新型コロナウイルス感染症に対する事業者向け臨時相談窓口

市内の中小企業、小規模事業者、個人事業主等が、国や県や市の多岐にわたる各種支援策を活用できるよう専門家による相談や、手続きのサポートを行う臨時相談窓口を設置していますので、緊急経済対策事業についてもご相談ください。

電話番号：043-245-5898

受付時間：平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで